

保育者の役割と責務に関する一考察

A Study on the Roles and Responsibilities of Childcare Teachers

前田 綾子・矢野 正
Ayako MAEDA, Tadashi YANO

I. はじめに

子どもを健やかに育てること(保育)と、子育てをしている保護者を支援することの2点が、保育所保育の役割の基本である。保育や幼児教育は、たいへんにやりがいの大きい仕事である。「健やかな子どもの育ち」を支えるために、保育所保育指針は「現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」ことを目標としている。なお、幼稚園保育を規定する幼稚園教育要領は「生きる力の基礎を培う」ことを目的としている。どちらも、子どもの基本的な部分の育ちを支えることを目標としている点では、共通しているといえる。

保育士は、児童福祉法において次のように規定されている。「第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」である。

保育士は、保育所で保育をすることのみが仕事なのではなく、様々な場面での保育及び子どもの保護者に対する支援を行う、いわば「子どもに関する専門職(その意味でプロフェッショナル)」とされている。そのため保育士は、保育所のみならず様々な職場で働いている。また、児童生活支援員や母子支援員(旧・母子指導員)など保育士の資格をもっていることが、その職に用いられる条件(任用資格)として掲げられている場合もある。

さて、保育士養成課程における「保育者論(2単位)」の目標は、①保育者の役割と倫理についての理解、②保育士の制度的な位置づけの理解、③保育士の専門性について考察および理解、④保育者の協働についての理解、⑤保育者の専門職的成長についての理解のおおよそ5点である。保育士資格における科目「保育者論」の位置づけは、「保育の本質・目的に関する科目」に分類されており、幼稚園教諭免許状では「教職の意義等に関する科目」に分類される。ここで、教職の意義等に関する科目には、「教職の意義及び教員の役割」と「教員の職務内容(研修、含む及び身分保障などを含む)」、「進路選択に資する各種の機会の提供等」から構成されている。本稿では以下に、その解説を加える。

II. 保育者の役割と倫理

1. 保育者の役割とは

(1) 基本的な生活習慣

大人になるにつれて必要となってくる「基本的な生活習慣」を子どもが身につけていくことは、保育士にとって最も重要な役割の一つである。例えば、食事、睡眠、排泄、着脱、手洗いなどの基本的な生活習慣といわれるものがそれにあたる。これらは家庭でも身につける部分もあるが、家と保育所のどちらでも援助をすることによって、子どもはより身につけやすくなるのである。また、家庭によってはどうやって教えたらいのかかわからない場合もあるので、保育士は保育の専門家として、しっかりと一人ひとりの育ちに合った援助をしていく必要がある。

(2) 子どもの健康管理

子どもは自分で自分の健康状態を言葉で適切に伝えることができないので、元気なときの顔色や声の調子、食欲、行動などを把握しておき、常にいつもと違う様子がないかを見てその日の健康状態を把握する必要がある。そして必要に応じて寝かせたり、保護者に連絡して迎えにきてもらったりする等必要な対応をする。また集団生活をしていると、感染症が流行りやすいので、普段から玩具の消毒をする、タオルの共有をしないなど感染症予防対策をすることも必要である。また家庭との連携も必要で、感染症が出ているときや、病気のとときの対応の仕方を保護者に掲示して知らせることも子どもの健康管理につながる。

(3) 人と関わる楽しさ

子どもたちは保育所で友達と一緒に過ごすことにより、集団生活から社会性を学ぶことができる。友達との関わりの中で、様々な自己主張のぶつかり合いによって、思い通りにならないこともあるを知ったり、葛藤を経験したり、友達と一緒に遊ぶ楽しさや充実感等を味わう。そして次第に社会性を身につけていく。保育士の役割は、まずは子どもと保育士の1対1の関わりを大切に信頼関係を築き、そこを基盤として仲立ちとなったり、見守ったりしながら子ども同士が関わりを広げ、深めていけるように援助をすることである。

(4) 心身発達の支援

子どもたちにとって、心身の健全な発育はとても大切である。この時期の保育がその後の成長に大きな影響を与えるかもしれない。そのため、保育士は保育の専門家として、子どもたちの年齢や月齢、成長・発達段階に応じた様々な経験ができる機会を用意する。子どもが遊びたい環境を室内にも園庭にも作り、子どもたちが主体的に様々な遊びを通じて、精神的にも肉体的にも健全な発育ができるように援助をする。

(5) 保護者支援

保育の専門家として、子育ての悩みや不安を抱えている保護者を支援することは保育士の役割である。すべての保護者が「子育て」に自信をもっているわけではない、むしろ「子育て」に自信がもてない保護者の方が多いであろう。特に、身近に子育てについて相談する人がいない保護者は、子育てに対する悩みや不安を多く抱えている。連絡帳や送り迎えのときのちょっとしたやり取りのときに、保護者の思いを受けとめ、どうしたらよいか保護者に寄り添いながら一緒に考える姿勢をもち必要なアドバイスをするなどの支援をする。

2. 保育者の倫理とは

以下に、全国保育士会倫理綱領を引用する。しっかりと読んで心に留めてほしい。

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

全国保育士会

Ⅲ. 保育士の制度的位置づけ

1. 保育士の資格と要件について

保育士資格の取得方法は、大きくわけて2つある。1つ目は高等学校卒業後、厚生労働大臣指定の大学、短期大学、専門学校などの指定保育士養成施設へ進学し、その課程を修了することで保育士資格を取得するものである。2つ目は毎年行われる国家試験である各都道府県が実施する保育士資格試験に合格することである。このいずれかの方法で保育士資格を取得し、保育士登録を受け、保育士証の交付をもって保育士として仕事をする事ができる。

全国保育士会ホームページ (<https://www.z-hoikushikai.com/>) に保育士が国家資格になった背景として次のように書かれている。

「平成13月11月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成15年11月29日にこれが施行されることにより、保育士は国家資格となりました。これは、認可外保育施設が起こした事故等により保育所及び保育士の社会的信用が損なわれたことへの対策と、保育士が地域社会の子育て支援のために一層役割を果たしていくことが

求められていることをきっかけとして改正されたものです。法改正により、保育士でない者が保育士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないという名称独占規定や、対人援助職としての義務としての守秘義務や信用失墜行為の禁止なども規定されました。」つまり、国家資格となったことで保育士の専門性と負うべき責務が明確化されたということである。

2. 保育士の責務について

保育士が果たすべき責務は非常に重い。

保育所に限らず、人の命を預かること責任の重大さはいうまでもない。まして保育所は乳児期からの子どもを預かるのである。保育所保育指針の養護のねらいが生命の保持と情緒の安定とされているところにもそれが表れている。しかし、生命を保持と情緒の安定だけが保育士の責務ではない。もうひとつ、教育の場であるということも忘れてはならない。養護と教育が一体化した営みが保育である。教育の面においても保育士には責務がある。全国保育士倫理要領にあるように、子どもたちが様々な経験を通して、心身ともに健全に生きていく力を育てていくことも保育士の責務といえよう。

IV. 保育士の専門性

1. 養護と教育

養護とは、子どもの生命性の尊重である。子どもは生きる。心穏やかにまた幸せに充実して日々を過ごす。大人は、その生活を支え、保障する。

教育とは、子どもの文化性の発揮の機会の提供である。子どもは育つ。その育ちは世界（身近な環境）への出会いを通して可能になっていく。故に身の周りの文化への熟達へと向かう。大人は文化的に豊かな、同時に子どもが出会う場を用意する。

この二つは子どもが小さければ小さいほど、密接につながり、不可分となっていく。生命性の中に世界へのミニマムな出会いの可能性が用意されているからである。保育所保育の特性は、「養護と教育が一体」となって保育が進められるところにある。「養護」とは、「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」であり、「教育」とは、「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」なのである。この養護と教育とが「一体」であるとは、園生活においては、養護（生命の保持と情緒の安定）が基礎となって、それによって支えられて教育（5領域から見た子どもの育ち）が進められていく、という構造を示している。例えば、子どもが木登りなど、初めてのことに挑戦しようとするとき、必ずそばに保育士がいて、見守ってくれることを期待・要求する。「先生、そこで見ているね！」と。木登りを通しての健康や環境という領域の育ち（教育）は、保育士の見守り（情緒の安定）に支えられて可能になるのである。また、おむつを取り替えるとき（生命の保持）、「気持ちよくなったね」と話しかける。そのとき、保育士の優しい言葉かけや優しい表情と、自分のおしりの感触の変化を結びつけるだろう。

これまでに述べた「発達」と「養護」・「教育」とは、どのような関係にあるのだろうか。「養護」は「生命の保持と情緒の安定」で、それが基礎となって保育所における「教育」を支える。「教育」は「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」であるが、この「成長」や「活動」は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域に見るとおりであり、これらをまとめたのが「発達」である。「発達」はおおまかには8つの発達過

程区分として捉えられるが、「教育」のなかの5領域もこの区分にそって把握されてきた。しかし平成29年告示の保育所保育指針では、乳児保育に関しては5領域ではなく「健やかに伸び伸び育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点で教育を捉えている。そしてそれが「養護」と一体となって展開されると明記されている。1歳以上の保育に関しても「養護」と「教育」は一体となり展開され、その結果、保育内容の5領域における心情・意欲・態度と「育ち（発達）」が生まれてくるといえる。ここで5領域とは、健康・人間関係・環境・言葉・表現である。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿や育みたい資質・能力が、保育所保育指針や幼稚園教育要領に新たに示されている。保育を行う上で子どもの育ちを理解する一つの視点として是非、参考としたい事柄である。

2. 保育士の資質・能力・知識・技術・判断及び保育の省察

保育者の実践と成長において、長年「省察」は重要な役割を果たすと考えられてきた。例えば津守真（1980）は、反省を考察に加える精神作業を省察と呼び、この省察により「実践の場では気づかれなかった子どもの世界や、自分自身の前提を、より明瞭に見ることができるし、それらのことの本質に近づくであろう」と述べている。保育においてはその結果のみに目を向けるのではなくそこに至るまでの過程を含めて省察することが求められる。

3. 保育課程による保育の展開と自己評価

指導計画を立てるには、まず、子どもの発達の流れ（道筋・発達過程とその区分）をよく理解することと、一人ひとりの子どもの把握をすることが大切である。また、今日（月・期・年）の保育をしっかりと振り返り、自分なりの評価を加えそれをもとに次の保育のための指導計画を立てる。その際のポイントは、子どもの今日の動きや育ちに加え、保育者自身の保育への振り返りが必要になる。

保育所には多くの職種がある。その人たちが密接に連携することも大切である。例えば、食物アレルギーのある子どもに対しては調理師や看護師との連携は不可欠である。クラス担当など保育士は、お互いの保育の進め方を細かく確認することで、自分の指導計画の立案の際に意見を活かすことができる。「一人の保育士は すべての子どもを保育する、一人の子どもはすべての保育士から保育される」というチーム保育の体制の理解と確認が必要となる。担任は自分のクラス子どもだけでなく、園全体の子どもを保育する責任をもつ。一人ひとりの子どもはクラス担当だけでなく、園のすべての保育士等によって保育されるものである。例えば、園庭での自由遊びでは、一人ひとりの保育士は、すべての子どもと遊びながら安全管理などにも注意する必要がある。また、年少（3歳児）クラス担任がカリキュラム（指導計画）を組むとき、原案は自分で作るものの園の職員全体で議論し、まとめあげていくことが大切である。特に2歳児クラスと4歳児クラスとのカリキュラムの連続性には配慮を要する。

なお、自己評価にはPDCAによる次の7段階が考えられる。（1）から順に（7）まで進み、また（1）に戻る。

- （1）自らの保育の課題設定：いままでの保育を振り返り、今日、今週、今月、今年一年のテーマを設定する。
- （2）保育所の課題設定：同上（保育所の構成員としての役割の確認）
- （3）課題設定の理由の説明：なぜそれが課題になるのかという理由の説明を行う。
- （4）保育の実践：課題解決に向けての保育を実践する。
- （5）評価：課題のうち達成できたもの・できなかったものを判断する。
- （6）判断の理由の分析・説明：どの程度できて、どの程度できなかったのか。それはなぜか（分析）。その判断はど

の点で説明できるのか。

(7) 次の保育を計画する。

V. 保育者の協働とは

1. 保育と保護者支援にかかわる協働

(1) 社会資源との連携と子育て支援

子育て支援として、子育てをしている保護者からの相談や助言は重要な役割である。それらを保育所で受けるが、保育所内だけでは対応できないものも少なくない。そのようなとき、社会資源（リソース）との連携が欠かせない。社会資源とは小学校、幼稚園、警察署、保健所、病院、市役所などの専門機関を指す。保育所はこれらの専門機関と日常的に連絡・交渉・協同するなどして、必要なときに連携できる体制をとっておくことが大切になる。

(2) 育ちを伝える

子育て支援として、一時保育や育児講座、育児に対する相談・助言ももちろん大切である。しかし、保育士としての支援の第一は、子どもの園での活動、生活ぶりそして育ちを保護者にしっかりと伝えることである。仕事をしながら子育てをする忙しい保護者は、自分の子どもが生活時間の大半を過ごす保育所での姿を知らないことが多い。そして帰宅後も、大急ぎで夕食を作ることから寝かしつけるまで時間に追われ、子どもの育ちにゆっくりと目を向ける余裕がないのではないだろうか。それだけに送迎の際に保護者と交わすひと言ふた言の言葉や連絡帳の中の短いながらのひとことで、その日の子どもがしようとしたこと、発見したこと、驚いたこと、感動したことなど、ほんのわずかなものでも、その日の子どもの姿が保護者の目に浮かび、育ちが感じられるように具体的に伝えることが、子育て支援の基本といえるのではないだろうか。

2. 他機関との連携

現在、保育所だけでは解決できない問題も多くなってきており、他機関との連携がますます必要になってきている。地域の中にあるそれぞれの機関がその役割を果たしつつ連携を取ることで、子どもや保護者などを守ることができるのである。具体的には、保健所、福祉事務所、学校児童相談所、医療機関、警察、消防署などの地域の機関との連携が考えられる。

特に虐待など子どもを保護する必要があるようなケースでは要保護児童対策地域協議会で各機関が情報を提供、共有し協力していくことが必要となる。虐待の発見や見守りなど、地域の中で果たす保育所の役割が大きくなっている。

3. 保護者及び地域社会・家庭的保育者等との連携

様々な機関がその特性を生かした保護者支援をしている中で、保育所・幼稚園・認定こども園等は地域の子育ての拠点となることが期待されている。子育て中の親子が遊べる場所や子育てを学べる機会を提供すること、保育士の専門性を生かし保護者の子育ての不安や悩みを受け止め、援助や指導をすることなど多様な支援をすることが求められている。

また、家庭的保育者等との連携についても、近年その施策が充実してきている。家庭的保育事業等については、家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・

児童家庭局通知)により、保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保していくことが周知されている。

家庭的保育事業者等については、利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携教育を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する必要がある。

VI. 保育者の専門職的成長と発達

1. 自己研鑽の基本は、保育の「振り返り」

保育士にとって、一日の保育を振り返ることは必要なことである。とかく「振り返り」(のためのケース会議など)という、ひとりの子どもの問題点(特にマイナス点)を見つけて反省することと思われがちであるが、大切なのはその日の保育の中で、子どもが何をしようとしたのか、できなかったけれどもやろうと意欲的に取り組んだことは何なのかをしっかりと見つけることである。なお、保育所から小学校への資料提供が必要となることが、保育所保育指針で定められている。また、保護者にわかるように説明することが必要になってくる。いずれも保育士(保育所)にとっての説明責任(アカウントビリティ)・社会的責任である。これらの状況に備えて、子どもの育ちを正確に理解し、適切な言葉や文字にできるような力をつけることが、重要な自己研鑽のひとつであると考えられる。

2. 保育士の研修

保育士の資質の向上は、まず専門性の習得に始まるが、子どもや保護者を取り巻く社会環境の明確な把握も欠かせない。都市化や核家族化、少子化といった社会の動きがどのように影響しているのか、それにどう対処するのか、じっくり考えることもまた重要である。保育士等のキャリアアップ研修なども始まっているが、保育士の資質向上こそが保育士の地位向上につながるということをしっかりと意識することが必要である。

【参考文献】

- 安部恵・鈴木みゆき編著『教育・保育実習安心ガイド』(保育実践シリーズ)、ひかりのくに2002
- 秋田喜代美編著『今に生きる保育者論』(新時代の保育双書)、みらい、2007年
- 秋田喜代美『保育の心意気：続々保育の心もち』、ひかりのくに、2017年
- 津守真『保育の体験と思索：子どもの世界の探究』大日本図書、1980年
- 小川圭子編『保育者論：子どものかたわらに』(シリーズ・知のゆりかご)、みらい、2017年
- 厚生労働省『保育所保育指針』フレーベル館、2017年
- 杉村伸一郎・朴信永・若林紀の「保育における省察の構造」2009年
- Yano Tadashi「Assessment of childcare environment in Japan」『The Journal of Physical Education of Young Children of Asia』5(1)、pp.11-14、2016年
- 矢野正「幼児の研究拠点をめぐって」『幼児体育学研究』8(1)、pp.77-80、2016年
- 矢野正「これからの保育士養成に関する一考察」『大阪総合保育大学紀要』10、pp.151-158、2016年
- 矢野正「子ども・子育て支援制度の最前線」『教育保育研究紀要(名古屋経済大学)』2、pp.31-38、2016年
- 矢野正「子ども・子育て支援制度の今後」『名経法学』37、pp.1-11、2016年

【参考・引用HP】

<https://hoikumori.com>

<https://www.z-hoikushikai.com/>

<http://保育士資格.jp>